

## 令和5年度 社会福祉施設に対する指導監査結果について

施設名 幼保連携型認定こども園  
こじかこども園

設置者 社会福祉法人 こじか保育園(法人番号9140005013421)

監査実施日 令和5年11月13日

文書による指摘事項の有無 有

文書による指摘内容 改善状況

1 非常勤の副園長（無資格）1人と非常勤の保育教諭1人を、主幹業務及び子育て支援業務等に専任化させている。主幹業務及び子育て支援業務等に専任化する主幹保育教諭等2人（1人はフリーの保育教諭でも可）のうち、少なくとも1人は常勤である必要があるため、常勤の主幹保育教諭等を専任化すること。また、公定価格には主幹保育教諭等2人を専任化するための代替保育教諭等2人に係る費用が含まれていることから、代替保育教諭等2人（うち常勤1人以上）を確保すること。  
なお、主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合、施設型給付費等の減算が適用されることに留意すること。

改善予定

2 令和5年7月以降、園長が不在である。また、令和4年度においても園長が長期不在となっていた。園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる必要がある。ついては、職責を果たすことが困難である場合、早急に新たな園長を選任すること。

改善予定

令和6年2月13日現在